物品又は役務の名称及び数量 （１）名称 （２）物品調達又は業務内容 （３）物品調達時期又は履行期間 （４）履行場場所 （５）その他	（１）岩国港ポートビル周辺ほか草刈等作業 （２）岩国市新港町及び飯田町での上記作業 （３）令和７年１月２２日から 令和７年３月３１日の間 （４）岩国市新港町及び飯田町　地内
見積書を提出させる者の選定に係る基準 （契約申込に要する資格）	○障害者総合支援法に規定する ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・障害福祉サービス事業を行う事業所として指定されている施設 ○障害者基本法に規定する小規模作業所 ○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者 ○山口県内に事業所を有すること
契約相手方の決定の方法	（１）見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。 （２）見積書の提出が１者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。
見積書の提出方法	（１）提出期限 令和７年　１月２１日　正午 （２）提出先 住　所：岩国市新港町四丁目 26-5 所　属：岩国港湾管理事務所 連絡先：0827-22-2271

仕　様　書

１　本業務は、以下のとおり

・位置図１，２に示した①～⑧の場所における草刈、低木の剪定及び処分と、漂着物を含む一般ごみの回収及び処分である。

（今回は、高木の剪定は除く。）

・位置図（新港地区砂場）に示された場所における草刈、樹木伐採及び処分

２　業務時間：平日の８:３０~１７:１５まで

３　履行期間：令和７年１月２２日（水）～令和７年３月３１日（月）まで

４　完了後は、業務実施前後の写真を提出し、契約担当者の検査を受けてください。

５　伐採枝、刈草については一般廃棄物となるため、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していない場合は、着手前に岩国市へ問い合わせのうえ、手続きを行うこと。

（※岩国市によると、公的機関（国または山口県）からの委託業務については、「限定許可」が可能とのことです。）

岩国港湾管理事務所

位　置　図　1

岩国市新港町地内

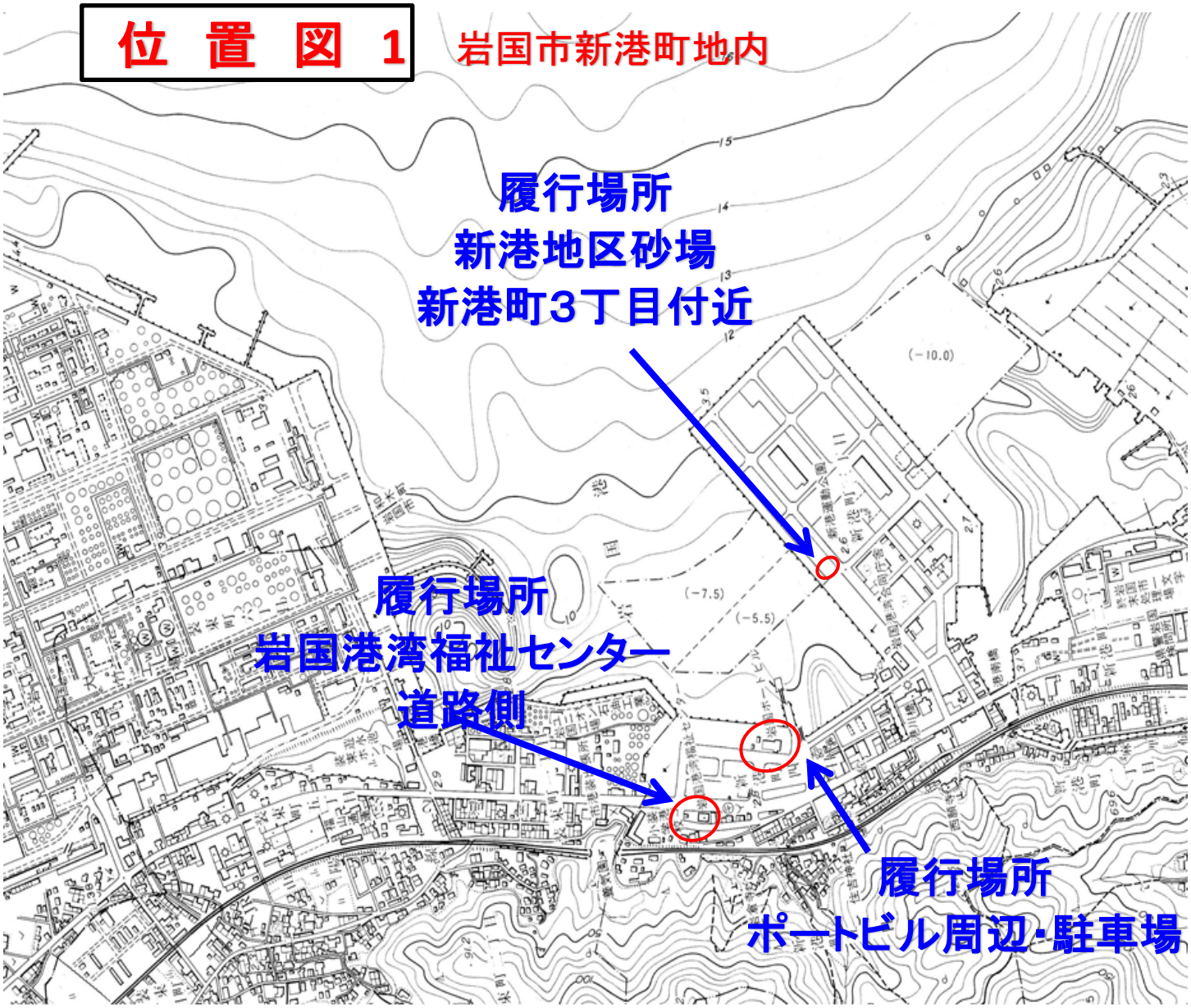

岩国市飯田町地内

位置図2

・・・アスファルトから出ている目立つ雑草の除去
・・・草刈り・低木剪定

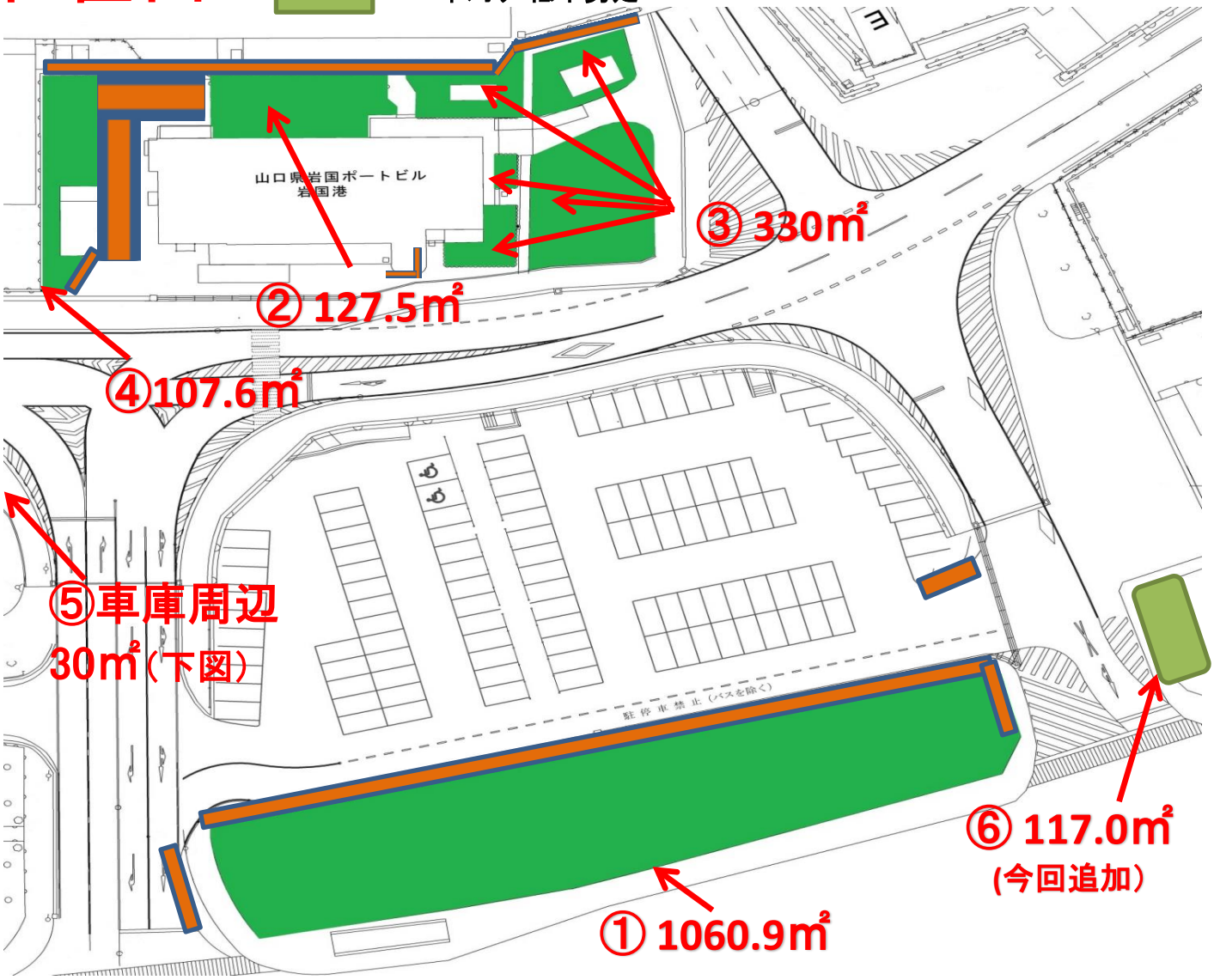

⑦岩国港湾福祉センター道路側→

箇所	面積(㎡)
①	1060.9
②	127.5
③	330.0
④	107.6
⑤	30.0
⑥	117.0
⑦	124.0
⑧	260.0
計	2157.0

⑤車庫周辺

⑧護岸周辺（室の木30号線）
130m×2m＝約260㎡

補足：飯田町の漂着物について

場所：岩国市飯田町１丁目　親陽運送㈱の奥の突き当り、曲がり角そばに保管しています

処分対象：流竹木

処分対象外：発泡スチロール、プラスチック製のかご

写真①　発泡スチロールは処分不要です↓

写真②

写真③　赤囲い部分の「かご」はそのままにしておいてください↓

写真④

竹は約１０m程度の長さです。

位置図（新港地区砂場）

岩国市新港町３丁目付近

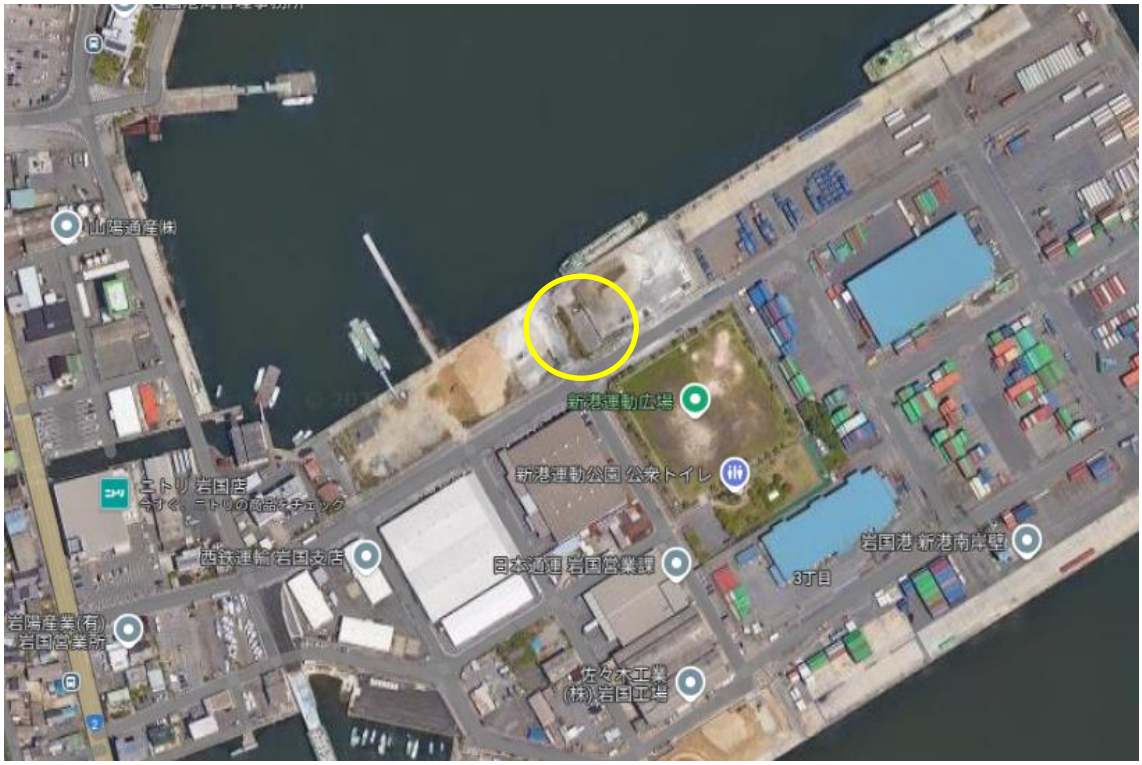

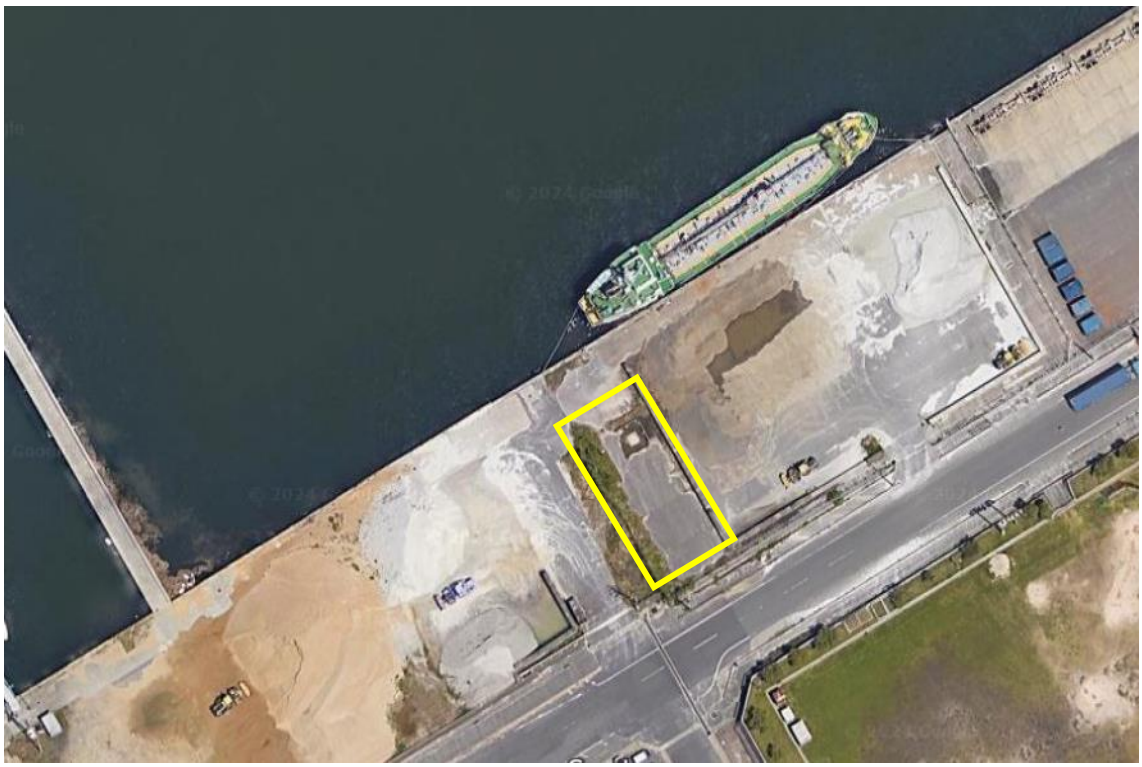

写真撮影位置

①

フェンスに絡んでいる草は撤去不要です
フェンス沿いの草を除去ください

②

ガードレール沿いの草を除去ください

③

④

雑木は根元で伐採ください。
高さはおおむね2～3mです

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨